

# 森林作業道作設に関する仕様書

## I 適用範囲

- 1 この仕様書は、森林作業道作設指針(平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号)に基づき、四国森林管理局内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ定めたものである。  
本事業で作設する森林作業道については、本仕様書(森林作業道作設標準例を含む)によることとする。なお、これに仕様を指定していないものについては、当該指針によることを基本とする。
- 2 この仕様書により難い事項又は特殊な事業については、監督職員の指示あるいは別に定める特記仕様書によるものとする。
- 3 設計図書に関して疑義の生じた場合は、監督職員と協議のうえ事業を実行するものとする。

## II 事業管理

### 1 事業実行

- (1) 事業実行に当たっては、林地保全に配慮するとともに保残木や稚幼樹の保護に努めなければならない。
- (2) 事業実行に伴う支障木の発生は極力防止するものとし、止むを得ず発生する場合又は発生のおそれのある場合は、監督職員に届け出てその指示を受けてから処理を行うものとする。  
ただし、監督職員の指示を受ける前に人命の安全などのため緊急措置として止むを得ず伐除する必要が生じた場合は、伐除後速やかに監督職員に報告しなければならない。
- (3) 請負者は事業に必要な諸施設の内容、設置箇所等については、監督職員の指示に従い、所定の手続を経て実行するものとする。
- (4) 事業実行に当たっては、諸法令及び諸通知に示す指導事項を遵守しなければならない。

### 2 路線計画及び概略図等の提出

次の点を反映した森林作業道の概略図等(1/5000の図面等)を契約に先立ち作成、提出し、確認を受けるものとする。

なお、契約締結後は事業計画書に添付し提出するものとする。

- (1) 地形・地質の安定している安全な箇所を通過するように選定する。
- (2) 作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。
- (3) 線形は、地形に沿った屈曲線形とする。

### 3 路線計画及び概略図等の変更

事業計画書に添付し承諾を得た路線計画及び概略図等に変更が生じたときは、その変更内容について発注者に提出し、その承諾を得ること。

### 4 森林作業道完成報告書の提出

請負者は全体事業が完了した時点で、森林作業道完成報告書を提出するものとする。

### Ⅲ 土工

#### 1 通則

##### (1) 土工区分

土工区分・幅員については、森林作業道作設標準例に示すところによる。

##### (2) 伐開

① 伐開は、原則として幅員部分とし、のり頭や盛土のり面内の立木は極力残置することとする。また、現地に区域を示す場合はその区域とする。

② 伐開の時期は、計画線（中心線）の変更に柔軟に対応出来るよう土工と並行して行うこととする。

##### (3) 飛散

飛散は、出来るだけ減少させるよう努めるとともに、必要に応じて編柵木柵等を設けなければならない。

#### 2 切土

(1) 切土及び盛土は、原則として、片切・片盛とし、切土量・盛土量の均衡を図り、運搬盛土を最小限にとどめるとともに、残土を発生させないように努めるものとする。

(2) 切土のり面勾配は、原則として2.0m未満の直切りとし、それ以上の場合は労働安全規則第356条（掘削のり面勾配の基準）により実施しなければならない。

(3) 切土のり面は、なじみよく仕上げるとともに、玉石、転石等でのり面に浮いている不安定なものは、取り除かなければならない。

(4) 施工中に崩落、地滑りなどが生じた場合、或いは生じる恐れがある場合、速やかに対策を講じるため監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 3 盛土

(1) 盛土工は、表土をはぎ取り、のり尻から各層毎にバックホウで逐次転圧しながら盛りたてていくこととし、一層の厚さは30cm程度を標準とする。

(2) はぎ取った表土や掘り取った伐根等は、盛土のり面に心土とともに積み上げ転圧し、盛土のり面の土留め等として活用するものとする。

(3) 盛土のり面には、早期植生を促すため及びのり面保護のため、切土ではぎ取った表土を使用して仕上げるものとする。

#### 4 木製構造物

(1) 岩石地等転圧が馴染まない箇所では、必要に応じて丸太組土留工を施工するものとする。(2) 盛土のみで幅員の安全が確保できない箇所については、丸太組土留工等木製構造物を施工して幅員と通行の安全を確保する。

(3) 使用する丸太材は、原則として支障木を利用することとする。

(4) 丸太組土留工の床掘りについては、材を設置する部分を施工基面に対して垂直に切り込み、整地のうえ横木等を床掘り面に食い込ませること。横木、控木等を所定の間隔に並べ、釘や鉄

線等で締め付け、土砂又は礫等を詰めて締め固めること。

## 5 排水工

- (1) 搬出作業中の水切り工については作業の支障とならない程度に、流量を勘案し路体流出とならない程度に適宜簡易に設置するものとする。
- (2) 最終の水切り工の設置については、全作業終了後に森林作業道作設標準例により、適宜設置するものとする。
- (3) 水切り工の施工は、前後の路体と馴染みよく取り付けること。

## 6 洗越工

- (1) 沢の横断は、原則として周辺の雑石を利用した洗越工とし、沢が高い場合は丸太組土留工或いは石積工等で路面高を確保し、路面流水を防止するものとする。
- (2) 常時流水している箇所や冬場に凍結等の恐れのある箇所は監督職員と協議し想定車両が安全に通行できるよう適切な措置を講ずるものとする。

## 7 スイッチバック

林地傾斜等により想定車両が安全に走行できる曲線半径の確保が困難な場合は、以下の基準によりスイッチバックを設置することが出来るものとする。

- (1) スイッチバック間の距離は50m以内とし、その間の縦断勾配を8.5度以下とする。
- (2) 回し場については、6m材を積載した想定車両が回転できるものとする。

## 8 廻し場

- (1) 各森林作業道の終点付近には、原則として想定車輛等の廻し場を設置するものとする。
- (2) 各森林作業道の要所においても、現地の地形等を考慮し、適宜、想定車輛等の廻し場を設置するものとする。

## 9 その他

- (1) 本事業終了に際しては、事業現場等の整理、清掃し、これに要する費用は請負者の負担とする。
- (2) ゲート・看板の設置については、部外者の進入を防止するため、森林作業道開設後速やかに設置するものとする。
- (3) 上記2～6の工種以外を採用する必要がある場合は、森林管理署長等と協議の上、施行するものとする。
- (4) 発注者は、路線計画と異なる森林作業道を施行した場合等、請負者の責に帰すべき事由により林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来るものとする。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。